官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○環境省設置法の一部を改正する法律（二二）　三
〔政　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七一）　四
○資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七二）　五
○資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一七三）　八
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（一七四）　九
○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七五）　九
○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一七六）　九
○旅券法施行令及び出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（一七七）　一〇
〔府　令〕
○電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府令（内閣府五〇）　一二
○資金移動業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（同五一）　一五
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五二）　一三
〔府令・省令〕
○資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　一三
○為替取引分析業者に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務二）　一三四
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業二）　一三七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働七）　一三八
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産五）　一三八
○商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・経済産業三）　一三〇
〔省　令〕
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務四）　一三一
〔法規的告示〕
○担保付社債信託法施行令第四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件（金融庁二二）　一三三
○事業性融資の推進等に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を定める件（同二三）　一三六
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（同二四）　一三六
○資金移動業者に関する内閣府令第一条の三第一項第五号イに基づき登録商標を定める件（同二五）　一三八
○資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の十三第七号イの規定に基づき金融庁長官の指定する債券を定める件（同二六）　一四〇
○資金移動業者に関する内閣府令第三十一条第六号ロ及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十二条第十項第四号の規定に基づき特定信託受益権に係る信託財産の一部の運用に当たっての債券の基準を定める件（同二七）　一四〇
○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業一）　一四〇
○労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件等の一部を改正する件（金融庁・厚生労働一）　一四一
○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する件（金融庁・農林水産一）　一四三
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産七一九）　一四六
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同七二〇）　一四七
○気象庁予報警報規程の一部改正について（気象庁四）　一四八
〔その他告示〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産七二一）　二〇五

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。